

第114号議案

須磨海浜水族園・国民宿舎須磨荘解体撤去他工事請負契約締結の件

須磨海浜水族園・国民宿舎須磨荘解体撤去他工事請負契約を次のとおり締結する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 須磨海浜水族園・国民宿舎須磨荘解体撤去他工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 神戸市須磨区若宮町1丁目及び須磨浦通1丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 須磨海浜水族園（イルカライブ館（鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上2階地下1階建て 延べ1,502.26平方メートル）、さかなライブ館（鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建て 延べ839.42平方メートル）、和楽園展示館（鉄筋コンクリート造地上2階建て 延べ775.61平方メートル）ほか本館を除く18棟 延べ3,637.78平方メートル）及び国民宿舎須磨荘（鉄骨鉄筋コンクリート造地上11階地下1階建て 延べ11,731.61平方メートル）についての次の工事
解体撤去工 一式
設備工 一式
外構撤去工 一式
附属物撤去工 一式
本館一部改修工 一式 |
| 4 | 請 負 金 額 | 21億7,800万円 |
| 5 | 請 負 人 | 神戸市中央区磯上通7丁目1番8号
株式会社竹中工務店 神戸支店
支店長 弦田 康平 |
| 6 | 支 出 科 目 | 一般会計 教育費 社会教育費
水族園費 工事請負費 |
| 7 | 完 成 期 限 | 令和4年3月31日 |

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第84号）第2条の規定により，市会の議決を経る必要があるため。